

**令和6年**

**障害者総合支援法関係事業者説明会資料**

**(事故報告について)**

**令和6年3月27日  
姫路市 障害福祉課**



# 目次

- 1 事故報告について**
- 2 報告義務がある事故の範囲**
- 3 報告の判断基準や注意点**
- 4 事故報告書作成の注意点**
- 5 令和5年度の事故報告のまとめ**



# 1 事故報告について

障害福祉等サービスを提供する**全ての事業所に事故報告の義務**があります。

報告義務のある事業者	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設 指定相談支援事業者、指定地域生活支援サービス事業者 指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者
報告先	次の市町に報告が必要です。 ① <b>利用者の支給決定の実施主体の市町</b> ② <b>事業所・施設が所在する市町</b>
ホームページ	姫路市ホームページ「 <b>事故等発生時の報告</b> 」 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001528.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001528.html</a>
姫路市への事故報告方法	姫路市オンライン手続きポータルサイト「 <b>事故報告書の提出受付</b> 」 <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/016d4ba1-8dc3-48cb-ba65-19a07c8049ce/start">https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/016d4ba1-8dc3-48cb-ba65-19a07c8049ce/start</a>
提出書類	事故報告書（様式はホームページにあります）



## 2 報告義務がある事故の範囲

- (1) サービス提供中における利用者の**ケガ**又は**死亡事故**の発生
- (2) **食中毒**又は**感染症**等の発生
- (3) 職員（従事者）の**法令違反・不祥事**等の発生
- (4) **その他**、報告が必要と認められる事故の発生



### 3 報告の判断基準や注意点①

#### (1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

##### ケガによる事故の報告の判断基準

①事故の場所	事業所内での事故（送迎・通所中含む）
②事故の程度	外部の医療機関を受診した場合 （事故後に医療機関受診した場合も含む）
③事故の原因	原因を問わず、いずれの場合も報告要 （事業所の過失、利用者の過失、第三者行為等）

##### 事故報告の注意点

報告のタイミング	事故が発生した場合、速やかに事故報告書を提出してください。 ※直ちに報告書を作成することができない場合については、電話で障害福祉課に連絡してください。
----------	--



### 3 報告の判断基準や注意点②

#### (1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

死亡事故の報告について	
①事故発生の報告を速やかに	死亡事故は、速報として、まず <b>電話等</b> で障害福祉課（079-221-2454）に <b>可能な限り速やか</b> に報告してください。
②提出物	速やかに下記の記録を提出してください。 ①通常の事故報告書 ② <b>事故に関連する詳細な記録（下記③にあるとおり）</b>
③事故発生当日の状況の記録	<b>誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしていたのか</b> 、関係者に聞き取りを行い、 <b>可能な限り具体的な記録</b> を作成してください。
④必要に応じて求める提出物	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス提供記録</li><li>・個別支援計画</li><li>・体調・服薬管理簿等</li></ul>



### 3 報告の判断基準や注意点③

#### (2) 食中毒又は感染症等の発生

感染症とは	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類をさします。
1～3類以外の場合でも下記のように、利用者等に蔓延する恐れのある場合は報告が必要です。	
報告を要する可能性のあるケース	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ（5類）</li><li>・ 新型コロナウイルス（5類）</li><li>・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス）</li><li>・ 疥癬</li></ul>
報告を要するかの判断基準	まず、 <b>保健所へ連絡</b> し、保健所への報告が必要と判断された場合には、下記の資料を障害福祉課に提出してください。
提出資料	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事故報告書（怪我等の報告様式と同じ）</li><li>② 保健所に提出した資料</li></ol>
報告のタイミング	保健所に報告後、障害福祉課へ報告すること。 (感染状況の推移、終結の報告は不要です。)



### 3 報告の判断基準や注意点④

(3) 職員（従事者）の 法令違反・不祥事等の発生	例：利用者からの <b>預り金の横領</b> など
(4) <b>その他</b> 、報告が必要と 認められる事故の発生	例： <b>個人情報漏洩</b> 、 <b>利用者の行方不明</b> など

上記のような事故が判明した場合、**まずは電話**で障害福祉課（079-221-2454）に報告した上で、事故報告書を提出してください。

**虐待に関しては、姫路市障害者虐待防止センターに報告をお願いします。**

ホームページ	姫路市障害者虐待防止センター <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000997.html">https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000997.html</a>
受付時間 電話番号	平日 午前9時00分から午後5時00分まで 電話番号 079-221-2432  平日夜間 午後5時00分から翌午前9時00分まで 土曜・日曜・祝日・年末年始 電話番号 080-8328-6295





# 4 事故報告書作成の注意点

姫路市ホームページ「事故等発生時の報告」（様式掲載）

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001528.html>

障害福祉サービス事業者等 事故報告書（事業者→市町）  
令和 年 月 日

当事業所・施設において、次のような事故が発生したので報告します。

1 事業所の概要	法人名	事業所（施設）名		管理番号
	事業所番号	所在地		電話番号 FAX番号
2 対象者	記載者職氏名	氏名・年齢・性別		
	サービス種類 （事故が発生したサービス）	障害種別・障害支援区分 障害種別：（身体・知的・精神・聴覚・視覚・児童） 障害支援区分：区分（ ）・児童・非該当		
3 事故の概要	地域生活支援事業	受給者証番号		
	サービス内容	サービス提供日		
4 事故発生時の対応	移動支援 その他（ ）	住所		
	移動支援 その他（ ）	電話番号		
5 事故発生後の対応	移動支援 その他（ ）	発生日時		
	移動支援 その他（ ）	【 <input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> 入浴中 <input type="checkbox"/> 送迎中 <input type="checkbox"/> その他（ ）】		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	事故の種別		
	移動支援 その他（ ）	事故の内容		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	対応の仕方		
	移動支援 その他（ ）	治療した医療機関		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	治療の概要		
	移動支援 その他（ ）	連絡済みの関係機関		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	利用者の状況		
	移動支援 その他（ ）	家族への報告、説明内容		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	経過		
	移動支援 その他（ ）	損害賠償等の状況		
再発防止に向けての今後の取り組み	移動支援 その他（ ）	再発防止に向けての今後の取り組み		
	移動支援 その他（ ）	再発防止に向けての今後の取り組み		

注）記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。  
事故について、詳細な記録（介護・看護記録等）や図がある場合は、あわせて添付してください。

①事故の内容 対処の仕方	状況が把握できるよう、 <b>具体的に（誰が、いつ、どこで、どうした、どのような状態であった等）</b> 記載してください。
②治療の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>必ず治療期間</b>がどの程度であるか記載してください。</li> <li>・ <b>治療期間が明らかに1か月を超える場合には</b>、重大事故として<b>姫路市から消費者庁及び兵庫県に報告</b>します（姫路市に所在がある事業所に限る）。</li> </ul>
③損害賠償等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>必ず損害賠償や治療費の負担（本人負担、事業所負担等）</b>について、記載してください。</li> <li>・ 治療費の負担については、事業者側の過失の有無についても勘案し、<b>不当に利用者に負担させることがないよう慎重に判断</b>し、利用者本人及び家族に了承を得てください。</li> </ul>
④再発防止に向けて	再発防止に向けての今後の取り組みは、 <b>十分な検証及び検討</b> を行い、作成してください。



# 5 令和5年度の事故報告のまとめ

	計	骨折	打撲 捻挫	切傷	誤嚥 誤飲	誤薬	やけど	行方不明	自殺未遂	死亡	その他
施設入所支援	35	17	4	6	2						6
共同生活援助	21	5	3	4		2	1	1	1	1	3
生活介護	17	6	7	3	1						
就労継続支援 B型	10		3	4							3
就労継続支援 A型	5		2	2	1						
療養介護	3	3									
就労移行支援	1										1
重度訪問介護	1						1				
自立訓練（生活訓練）	1		1								
福祉ホーム	1			1							
放課後等デイサービス	5	2	2	1							
児童発達支援	1		1								
短期入所（児童）	1									1	
計	102	33	23	21	4	2	2	1	1	2	13

令和5年4月1日から令和6年3月14日までの集計

- ・ 姫路市の支給決定者で他市の事業所での事故を含む。
- ・ 他市の支給決定者で姫路市の事業所での事故を含む。

